

(公 印 省 略)
障第30183-62号
令和2年3月24日

各障害福祉サービス運営法人 代表者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について

平素から、県障害福祉行政の推進につきましては、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省より社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、随時御連絡をさせていただいているところですが、社会福祉事業は事務の継続が基本とされているものの、感染症拡大防止の観点等からやむを得ず休業する場合も想定される状況にあります。

つきましては、県内における感染症による臨時休業の状況を把握したいと考えておりますので、現在、休業している事業所におかれましては、事業所所管係あて、御連絡いただきますようお願いいたします。

また、今後、休業の判断をする場合についても、事前に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、県では別添令和2年3月18日付け厚生労働省事務連絡により、県内の社会福祉施設等の休業状況を毎週月曜日に報告することとされていることを申し添えます。

【担 当】

○相談支援事業所、自立生活援助：支援調整係

電 話：027-226-2636

○訪問系サービス、グループホーム：地域生活支援係

電 話：027-226-2638

○障害者支援施設、日中活動系サービス、短期入所：施設利用支援係

電 話：027-226-2632

○障害児通所支援、障害児入所支援：発達支援係

電 話：027-897-2648

◆FAX：027-224-4776

事務連絡
令和2年3月18日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について（依頼）

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等における臨時休業の状況報告については、「社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について」（令和2年3月6日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課ほか連名事務連絡）により、都道府県等に依頼をさせていただいておりますが、今後、全国の社会福祉施設等の臨時休業の状況について定期的に確認していくために、下記によりご報告いただきますよう御協力をお願いいたします。

都道府県におかれましては、お手数をおかけいたしますが、前回の状況報告と同様に、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の情報をとりまとめの上、御報告いただくようお願いいたします。

記

1 報告の対象について

以下の状況により休業している事業所数について、把握している範囲でのご報告をお願いします。

- ・ 都道府県等による臨時休業の要請により休業している場合
- ・ 臨時休業の要請によらず、感染防止の観点から、社会福祉施設等の設置者の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合
- ・ 学校等の休業に伴う人手不足を理由として、社会福祉施設等の設置者の判断により、自主的に臨時休業を実施している場合

なお、休業している場合の代替措置の内容と感染防止の観点から設置者の判断により休業している場合の理由についても併せて報告をお願いいたします。

2 報告の周期について

毎週月曜日（休日等の場合は翌開庁日）に、前週の月曜日から日曜日の間の管内の社会福祉施設等の休業状況（この間に休業していた、及び現在も休業している）を取りまとめの上、ご報告ください。（この事務連絡に基づき、第1回目は3月7日（土）から3月22日（日）の休業状況を3月23日（月）に報告いただき、以後、毎週月曜日に前週の月曜日から日曜日の休業状況を報告下さい。）

なお、各担当課からも、適宜、報告依頼のご連絡をいたします。

3 報告の留意事項

令和2年3月6日事務連絡による状況報告を踏まえ、下記の点についてご留意ください。

- ・ 別紙のExcelファイルの報告書について、Excelのマクロ機能を使用して集計しておりますので、休業している事業数の欄に数値以外の入力はお控えください。
- ・ 同様の理由から、セルの追加やシート名の変更についてもお控えください（Excelファイル名自体の編集は可能ですので、都道府県等名称をご記入いただくことは差し支えありません）
- ・ 別途報告したい内容等ございましたら、欄外に記入、コメント機能にて注釈、報告時にメールに直接記載いただく等の対応をお願いします。
- ・ 休業状況について、必ず別紙のExcelファイルを用いてご報告ください。

4 提出先及び照会先

次の（1）から（3）の施設区分ごとに、それぞれ（別紙1）から（別紙3）に必要事項を記入し、下記の提出先あてにメールで提出して下さい。

- （1） 保護施設について（別紙1を提出ください。）

提出先：hogo-yosan@mhlw.go.jp

照会先：厚生労働省社会・援護局保護課

TEL:03-5253-1111（内2824）

- （2） 障害関係施設について（短期入所、日中活動を行う障害福祉サービス事業所、障害児・者の通所施設等について（別紙2を提出ください。）

提出先：shouki-hourei@mhlw.go.jp

照会先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL:03-5253-1111（内3022）

- （3） 高齢者関係施設（別紙3を提出ください。）

提出先：shinkouhourei@mhlw.go.jp

ninchisyo@mhlw.go.jp

roukenkahourei@mhlw.go.jp

照会先：回答にあたり質問がある場合には、サービスごとの問い合わせ先へ
連絡をお願いします。

- ① （介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費について
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
TEL:03-5253-1111（内 3975, 3973）
- ② （地域密着型）通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について
厚生労働省老健局振興課
TEL:03-5253-1111（内 3937, 3979）
- ③ （介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護、療養通所介護、看護小規模多機能型居宅介護について
厚生労働省老健局老人保健課
TEL:03-5253-1111（内 3948, 3949）